

役員^の在任年齢に関する規程

公益財団法人 日本サイクリング協会

役員の内任年齢に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本サイクリング協会（以下「本会」という。）の役員内任年齢に関する事項を定めることを目的とする。

(常勤役員の内任年齢)

第2条 常勤役員の内任年齢は、原則として満65歳までとする。

(会長の内任年齢)

第3条 会長に常勤としてある者で特別な事情がある場合は、前条の限りではない。ただし、この場合においても内任年齢は、原則として満70歳までとする。

(退任日)

第4条 任期中に前2条に定める年齢に達した時は、任期満了をもって内任年齢到達日とする。

(非常勤会長等〔会長又は副会長〕の内任年齢)

第5条 非常勤の会長等については、原則として、新任者については満75歳を越えて、再任者については、満80歳を越えて、それぞれ選任しないものとする。

(特別措置)

第6条 当該役員の内知識及び経験が本会の業務運営上特に必要である場合であつて、かつ、当該役員を例外的に扱うべき理由が、公益法人の適正な業務運営に関する国民の内信頼を確保する観点から見ても適切と判断される場合については、理事会及び評議員会の了承を得れば、上記の前条第2条から第5条の限りではない。

附 則

この規程は、平成15年1月1日から適用する。

(平成25年4月5日：一部改正)